

アストマックス・フューチャーズ株式会社

(旧社名：三井物産フューチャーズ株式会社)

平成 18 年度(2006 年度)版

【はじめに】

本書は、平成 19 年 3 月期（平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月）における当社の会社概要、営業の状況、及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

I. 会社の概況

「会社の沿革」	当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
「会社の目的」	定款に記載された当社の目的を記載しています。
「事業の内容」	当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
「財務の概要」	平成 19 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
「主要株主名」	所有株式数の多い株主 10 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
「役員の状況」	当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
「従業員の状況」	当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

II. 営業の状況

「営業方針」	当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
「当社及び当業界を取り巻く環境」	内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
「営業の経過及び成果」	当社の平成 19 年 3 月期における業績について記載しています。
「対処すべき課題」	当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
「受託業務管理規則」	当社が受託業務の適切な遂行の為に定めている、社内管理規則を記載しています。

III. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額 (※)}}{\text{リスク額}} \times 100$$

※ 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。又、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生しうる危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生しうる危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生しうる危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額(※)}}{\text{資本金}} \times 100$$

※ 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する、取り崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額(※)}} \times 100$$

(※「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額(※)}} \times 100$$

(※「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と、短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。

I. 会社の概況

1. 会社名等

商品取引員名	三井物産フューチャーズ株式会社
代表者名	代表取締役社長 高松 公
所在地	東京都中央区日本橋堀留町1丁目11番12号
電話番号	03-3660-6830 (代)

2. 会社の沿革

当社は、三井物産100%出資の子会社として昭和63年12月に設立し、翌年5月より営業を開始しました。設立以前は三井物産の非鉄金属本部貴金属部（現・金融市場本部商品市場部）にあつて1つの課として業務を行っていましたが、総合商社系の中では最も早く子会社として商品先物市場へ進出しました。

年月	概要
平成元年5月	商品先物取引の受託業務を目的として、東京都中央区日本橋本町3丁目8番3号にて、通商産業大臣より、東京工業品取引所 貴金属市場、ゴム市場における商品取引員の許可を受ける。資本金15億円。
平成元年8月	農林水産大臣より、東京穀物商品取引所 農産物市場における商品取引員の許可を受ける。
平成2年10月	大阪支店開設。
平成3年1月	商品ファンドの取扱開始。
平成3年6月	資本金を20億円とする。
平成3年8月	農林水産大臣より、東京砂糖取引所 砂糖市場における商品取引員の許可を受ける。
平成3年9月	通商産業大臣より、東京工業品取引所 綿糸市場における商品取引員の許可を受ける。
平成4年10月	大蔵・農林・通産大臣より、商品投資販売業の許可を受ける。
平成6年4月	福岡支店開設。
平成7年1月	通商産業大臣より、神戸ゴム取引所（現・大阪商品取引所）天然ゴム指数市場における商品取引員の許可を受ける。
平成7年4月	名古屋支店開設。
平成8年4月	仙台支店開設。
平成9年10月	金地金活用口座の取扱開始。
平成10年4月	保険商品の取扱開始。
平成11年1月	インターネットによる商品先物取引受託業務（オンライントレード）の開始。
平成11年6月	通商産業大臣より、東京工業品取引所 石油市場における商品取引員の許可を受ける。
平成11年10月	ファイナンシャル・プランニング業務の開始。
平成12年7月	関門商品取引所（現・福岡商品取引所）農産物市場に、一般会員として加入。
平成12年8月	通商産業大臣より、中部商品取引所 石油市場における商品取引員の許可を受ける。
平成12年11月	不動産コンサルティング業務の開始。
平成12年12月	大阪支店移転。
平成14年6月	大阪商品取引所 アルミニウム市場に、一般会員として加入。
平成14年8月	仙台支店閉鎖。
平成14年9月	渋谷支店開設。
平成14年10月	本社移転。
平成14年11月	外国通貨証拠金取引業務の開始。
平成15年10月	金融サービス事業部を三井物産に移管。
平成15年10月	福岡支店閉鎖。
平成16年4月	経済産業大臣より、大阪商品取引所 アルミニウム市場における商品取引員の許可を受ける。
平成16年7月	渋谷支店閉鎖。

平成 16 年 8 月	福岡商品取引所より脱退。(一般会員)
平成 17 年 3 月	社団法人商品取引受託債務補償基金協会へ加入。
平成 17 年 3 月	経済産業大臣、農林水産大臣より改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を取得。
平成 17 年 4 月	株式会社日本商品清算機構における清算資格を取得。
平成 17 年 5 月	委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金へ加入。
平成 17 年 11 月	中国国際期貨經紀有限公司 (CIFCO) と MOU を締結。
平成 17 年 12 月	名古屋支店閉鎖。
平成 18 年 3 月	金融先物取引業者としての登録手続き完了。
平成 18 年 11 月	為替証拠金取引業を「三井物産フューチャーズエフエックス株式会社」へ事業継承。
平成 18 年 12 月	全発行済普通株式の三井物産株式会社からアストマックス株式会社への譲渡計画を発表。
平成 19 年 3 月	対面営業部門からの撤退。
平成 19 年 3 月	大阪支店閉鎖。

3. 会社の目的

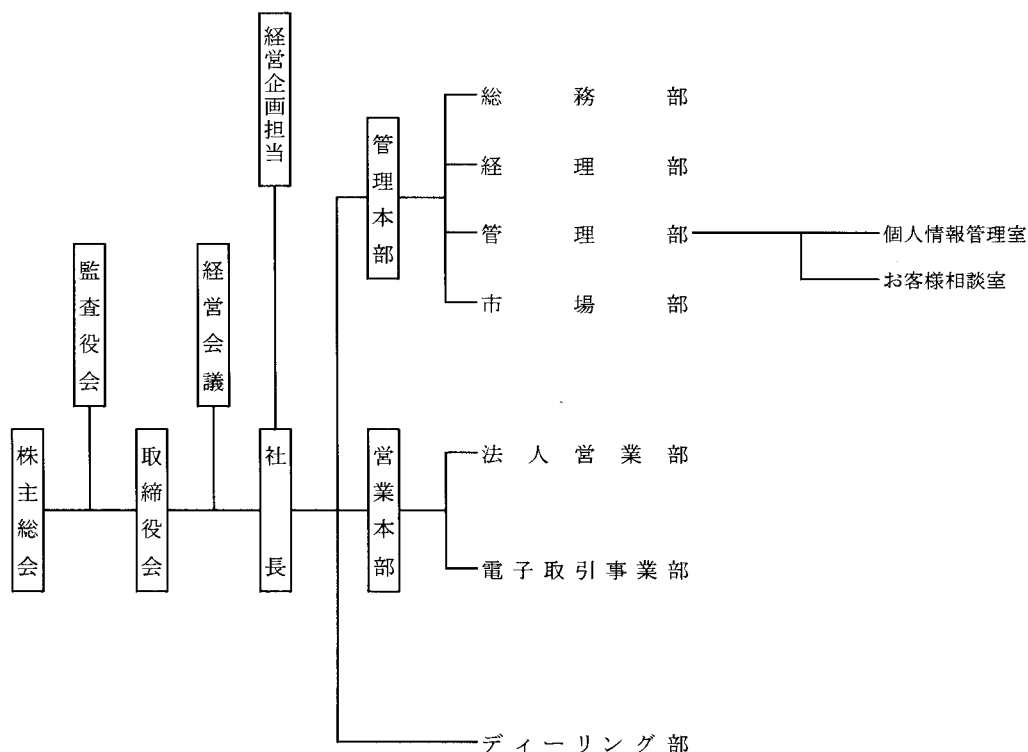
- (1) 金、銀、白金等貴金属と宝石及びそれらを加工した装飾品の売買、売買の仲介並びに代理
- (2) 銅、アルミ等非鉄金属の売買、売買の仲介並びに代理
- (3) 大豆、雑穀等農産物及び食料品、砂糖の売買並びにその仲介
- (4) 生ゴムの売買並びにその仲介
- (5) 綿糸、生糸、人絹糸、スフ糸及び毛糸の売買並びにその仲介
- (6) ガソリン及び灯油の売買、売買の仲介並びに代理
- (7) 商品取引所法に基づく各商品取引所の会員又は商品取引員として、それらの市場における貴金属、綿糸、ゴム、農産物、砂糖、アルミニウム、石油等の一切の上場商品及び上場商品指数を対象とする先物取引（先物オプション取引を含む）及びその受託業務
- (8) 海外の商品取引所において、それらの取引所に上場されている一切の上場品目の先物取引及びその媒介並びに受託、及び海外市場における貴金属の先物取引
- (9) 商品投資に係わる事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業、並びに商品投資顧問業
- (10) 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業並びに生命保険の募集に関する業務
- (11) 特定債権等に係る事業の規制に関する法律に基づく小口債権販売業
- (12) 不動産に関するコンサルティング業
- (13) 外国通貨の売買又はその媒介、取次ぎ、代理業務
- (14) 生命保険会社及び損害保険会社に対する特定証券業務の委託の斡旋及び支援
- (15) ファイナンシャル・プランニング業務
- (16) 前各号に付帯する一切の事業

※上記のうち、_____線部分の事業は現在行っておりません。

4. 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次の通りです。



(2) 業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する、商品市場に上場されている各種商品の先物取引（現物先物取引、現金決済先物取引、オプション取引、以下「商品市場における取引」という）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という）、及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という）を主たる業務としております。

業務の主な内容な次の通りです。

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

（許可番号：農林水産省指令 16 総合第 1870 号、平成 17・03・16 商第 1 号）

(平成 18 年 3 月 31 日 現在)

取引所名	市場名	農産物	砂糖	貴金属	アルミ	ゴム	石油	天然ゴム指数	上場商品名
東京穀物商品取引所		○							一般大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、小豆、とうもろこし、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、生糸、野菜、大豆オプション、とうもろこしオプション
			○						粗糖、粗糖オプション
東京工業品取引所				○					金、銀、白金、パラジウム、金オプション
				○					アルミニウム
						○			ゴム
中部大阪商品取引所							○		ガソリン、灯油、原油
							○		ガソリン、灯油、軽油
				○					アルミニウム
								○	天然ゴム指数

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。

自己売買業務は、上記イ.に掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

商品ファンド販売業務／外国通貨証拠金取扱業務

5. 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区日本橋堀留町 1 丁目 11 番 12 号	03-3660-6830

6. 財務の概要 (平成 18 年 3 月決算期)

(a) 資本金	2,000,000 千円
(b) 純資産額 ※1	3,050,358 千円
(c) 総資産額	12,613,565 千円
(d) 営業損失 (うち、受取委託手数料)	48,055 千円 (1,037,410 千円)
(e) 経常損失	42,895 千円
(f) 当期純損失	142,009 千円

※ 1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

7. 発行済株式総数

発行済株式の総数 40,000 株 (平成 19 年 3 月 31 日 現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

8. 主要株主名

名 称	所 有 株式数	割 合
三井物産株式会社	40,000 株	100%

9. 役員 の 状 況 （平成 18 年 3 月 31 日 現 在）

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
代表取締役 社 長	高 松 公 昭和 25 年 4 月 11 日	0 株
専務取締役	藤 永 隆 司 昭和 25 年 2 月 18 日	0 株
取 締 役 (非常勤)	杉 村 達 也 昭和 30 年 10 月 3 日	0 株
取 締 役 (非常勤)	吉 田 勉 昭和 31 年 7 月 17 日	0 株
監 査 役	高 木 五 郎 昭和 22 年 5 月 16 日	0 株
監 査 役 (非常勤)	大 磯 明 人 昭和 29 年 4 月 13 日	0 株
監 査 役 (非常勤)	安 田 浩 昭和 40 年 10 月 19 日	0 株
計	7 名	0 株

(注 1) 平成 18 年 6 月 23 日付をもって、池田稔 が取締役を辞任し、新たに 吉田勉 が取締役に就任致しました。

(注 2) 平成 18 年 6 月 23 日付をもって 永井正保、田中伊知郎 が監査役を辞任し、新たに 大磯明人、安田安 が監査役に就任致しました。

(注 3) 平成 19 年 1 月 31 日をもって 森修 が取締役を辞任致しました。

(注 4) 監査役 高木五郎、大磯明人、安田安は「会社法施行規則」第 2 条第 3 項第 5 号に定める社外監査役であります。

10. 従 業 員 の 状 況 （平成 19 年 3 月 31 日 現 在）

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	67 人	61 人	6 人	32 人	35 人
平 均 年 齢	37.1 歳	37.2 歳	36.1 歳	36.8 歳	37.3 歳
平 均 勤 続 年 数	8.3 年	8.2 年	9.7 年	7.0 年	9.5 年
外 務 員 数	22 人	22 人	0 人	13 人	9 人

II. 営 業 の 状 況

1. 営 業 方 針

当社は、以下の『経営理念』と『経営方針』を掲げており、全社一丸となって営業に邁進しております。

【経営理念】

商品先物取引員として受託等業務を通して個人及び法人顧客への質・量ともに最良なサービスを提供する

とともに、そのニーズから敷衍する金融等の業務を通し、個人及び法人顧客の資産の運用・保全に貢献し、且つ健全な市場の育成・発展に寄与することにより、社会に貢献する。

【経営方針】

(1) コンプライアンスの徹底

遵法精神に則り、社会倫理・通念、法令及び社内規程等のルールに徹底的に基づいた営業及び業務を推進する。

(2) 顧客本位主義の追及と徹底

顧客のニーズを正しく正確に把握し、不断の研鑽と努力を行い、質・量ともに最良なサービスを提供して、顧客満足度の向上を図る。

また同時に、顧客の資産運用・保全に有益な結果をもたらすよう、最大限の努力をはらう。

(3) 役員及び社員の意識改革と新たな会社文化・風土の醸成

会社全員の自由闊達なコミュニケーション、及び権限と責任の明確化を通じ、相互信頼に基づく一体感を醸成するとともに、商品先物市場のグローバル化、及び近代化への変化をリードし、旧来の業界慣習、及び常識にとらわれないビジネスを推進・創造するために、明確な意識改革を行い、新たな会社文化・風土を醸成し、社会に貢献出来る企業を目指す。

当社においては、当期が『第17期－第19期（平成16年4月－平成19年3月）中期経営計画』の3年目に当たり、当社の基本方針である「コンプライアンスの徹底」と「顧客本位主義の追及と徹底」を更に推進することにより他社との差別化を図り、手数料完全自由化時代を勝ち残るべくサービス内容の強化を図ってまいりました。

個人受託営業における対面営業部門においては、電話勧誘を行わず、広告やセミナーによる集客を継続した他、当社HPに対面営業部門のサイトを開設するなど、改正商品取引所法に対応した営業手法の更なる深化を進めてきました。

企業の社会的責任としてコンプライアンスが強く求められており、当社は個人情報保護法や改正商取法は勿論のこと、各種法令や社内ルールの遵守を図るべく社員の意識向上に取り組んで参りました。今後とも部門を問わず、「コンプライアンスの徹底」を何よりも優先して推し進めていく方針に変更はありません。

2. 当社及び当業界を取り巻く環境

商品価格の高騰は原油や貴金属から穀物にも広がり、海外では史上最高の出来高を更新する商品取引所が相次ぎました。その一方で本邦の商品先物市場は、個人情報保護法や改正商品取引所法、純資産額規制比率の導入などの影響が徐々に始り、商品取引所の合併、商品取引員の淘汰、流動性の低下など、市場規模の縮小に関するニュースが多く聞かれる年度となりました。

各規制により法人・個人投資家のリスクマネーの供給が減り、商品取引所や商品取引員の収益が圧迫されることに加え、流動性の低下が自己ディーラーの参加機会を奪い市場規模の縮小に拍車をかける、という負の連鎖が当面は続く事が予想され、業界の再編成が更に進むとする声は少なくありません。

当業界に限らず、銀行や生損保、消費者金融や製造業、食品業など、あらゆる業界で法令違反による営業停止などの行政処分が増える傾向にあり、更なる規制緩和や厳罰化に繋がるケースが見受けられます。自由化に伴う厳格な法令順守は時代の流れであり、改めて企業の社会的責任が問われていると考えられます。

当社は早くから環境の変化を見越し、明確な経営方針を掲げ社員教育の実施や営業手法の見直しを進めて参りましたが、改めて法令順守の重要性を痛感する年度となりました。

3. 営業の経過及び成果

<受取手数料部門>

昨年度の受託部門における業績は、対面営業と電子取引とで明暗の分かれる展開となりました。対面営業部門では、経営方針である「顧客本位主義の追求と徹底」並びに「コンプライアンスの徹底」のもと、前期

に引き続きセミナー開催による集客をメインとした営業活動を展開しました。第 I 四半期には期初の予想通りの良好な成績を維持しましたが、6 月の貴金属価格の急落により多くのお客様が損失を被ったことで預かり資産が減少。その後も相場環境は思わしくなく、預かり資産の再構築を試みましたが果たせず、赤字体質からの脱却が困難な状況となったため、平成 18 年 12 月には対面営業から撤退することを決定致しました。

一方、インターネットを利用した受託部門である電子取引事業部では、口座数の増加を第一の目標としたサービスを展開しました。価格チャートやニュースを表示する顧客向け情報サービスソフトである「FuturesAnalyst」の機能の充実や、手数料の割引キャンペーンといった積極的な営業が奏効した形となり、業績は堅調に推移し、本年度期末口座数も期首比でほぼ倍増させることが出来ました。

法人営業部は、平成 18 年 8 月に上海駐在員事務所を開設し、経済成長の著しい中国ビジネスへ展開する布石としましたが、国内市場環境は出来高の減少による流動性の不足により大口の注文を発注しづらい状況が続いたこともあり、収益は低迷を余儀なくされました。

当社為替商品部にて行っていた為替証拠金取引は、平成 18 年 5 月に手数料収入が過去最高を記録し、事業開始以来の累積赤字を解消し黒字化するなど好調を維持しました。尚、同年 11 月に子会社である三井物産フューチャーズエフエックス株式会社へ事業を継承致しました。

<売買損益部門>

自己ディーリング部門は市場環境の変化に悩まされる年となりました。第 I 四半期には石油市場を中心に順調に収益を上げたものの、6 月～12 月に至る 7 ヶ月間は、流動性の低下や他社ディーラーとの競争激化により取引環境が悪化することとなりました。この間ディーラー達は、市場環境の変化に合わせ、日計りトレードのウェイトを下げ、他の取引手法を模索しましたが、不慣れな取引ゆえの試行錯誤が続き、収益水準を回復させることが出来ませんでした。しかし平成 19 年に入ると冬場で原油関連銘柄が復調し値動きが出てきたことや、新取引手法が軌道に乗り始めたこともあり、収益を大幅に改善させることに成功しました。

当期における受取手数料、及び売買損益は、次の通りです。

(1) 受取手数料

期 別 商品市場名	第 19 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日) (至 平成 19 年 3 月 31 日)
・商品先物取引	
農産物市場	229,332 千円
砂糖市場	20,261 千円
貴金属市場	360,515 千円
ゴム市場	116,293 千円
アルミニウム市場	4,392 千円
石油市場	302,124 千円
天然ゴム指数	4,491 千円
小 計	1,037,408 千円
・オプション取引	
貴金属市場	2 千円
小 計	2 千円
・商品ファンド	7,000 千円
合 計	1,044,410 千円

(注 1) 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。

(注 2) 消費税は含まれておりません。

(注 3) 千円未満は切り捨てて表示しております。

2) 売買損益

期 別 商品市場名	第 19 期 (自 平成 18 年 4 月 1 日) (至 平成 19 年 3 月 31 日)
・ 商品先物取引	
農産物市場	81,394 千円
砂糖市場	-8,237 千円
貴金属市場	108,927 千円
ゴム市場	80,223 千円
アルミニウム市場	4,186 千円
石油市場	926,759 千円
天然ゴム指数	-1,389 千円
小 計	1,191,863 千円
その他自社分 (海外含)	-25,948 千円
その他/OTC 取引分	62,961 千円
小 計	37,013 千円
合 計	1,228,876 千円

(注 1) 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。

(注 2) 消費税は含まれておりません。

(注 3) 千円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 売買高

期別内訳 商品市場名	第 19 期 自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日		
	委託	自己	合計
商品先物取引			
農産物市場	643,211	124,894	768,105
砂糖市場	38,574	1,036	39,610
貴金属市場	1,402,048	453,298	1,855,346
ゴム市場	442,120	438,572	880,692
アルミニウム市場	13,594	9,489	23,083
石油市場	1,161,426	2,421,837	3,583,263
天然ゴム指数	16,948	238	17,186
合 計	3,717,921	3,449,364	7,167,285

(注) 売買高には、オプション取引に係る売買高を含めております。

(注) また、受渡しによる決済数量は含まれておりません。

4. 対処すべき課題

世界的に見て、この 1,2 年の商品先物市場は構造的な金余り、資源インフレ及び電子取引の普及を背景に、欧米を中心として飛躍的に出来高、取組高を増加させて来ました。一方、日本の商品先物市場は、貴金属以外の銘柄において、個人投資家が株式市場をはじめとする金融市場へ取引をシフトしたことで、その市場規模の大幅な縮小を余儀なくされているのが実情です。そのような状況の中、当社は対面営業事業から撤退し経営効率の改善をはかりつつありますが、攻めという観点からは当社業務の更なる国際化を推進することが変化する市場環境に適応するための課題として最も重要であると認識しており、以下の課題に取り組む所存です。

(1) ディーリング部門における取引対象、取引手法の多様化

本営業年度は、積極的に陣容の拡大をはかることによりディーリング部門を収益の柱の一つとして定着させることが出来ました。今後の課題は、優秀な人材の確保による陣容を拡大させる路線は堅持しながら、従来にはなかった新たな試みへの挑戦にあるといえます。

昨今の国内市場の環境鑑みるに、出来高の減少や他社ディーラーとの競争激化等から過去に比べ収益を確保しづらい環境となりつつあることは明白です。従って当社が取るべき対応も、現在のような国内市場のみのトレードからの脱却、及び国内市場にあっては、より競争力のある取引手法の開発にあると認識致します。前者の方策としては、就業環境を整備した上で、ニューヨークをはじめとする海外市場でのディーリング業務の開始を検討、また後者としては自動売買等、省力化によるディーリング効率の向上を幅広い視点で検討したく考えます。

(2)電子取引部門におけるサービスの充実

対面営業部門からの撤退以降、当社で唯一、リテール顧客対応の営業部門となった電子取引事業部は、いわば当社と社会とをつなぐ接点であり、お客様への対応姿勢の更なる向上を図ると共に、これまで同様コンプライアンスの徹底に注力致します。

システムの使い勝手の向上による顧客の利便性追求など、従来の延長線上においては勿論のこと、今までになかった新しいサービスを提供することでお客様の満足度を如何に向上させることが出来るかが目下最大の課題です。そのための方策を、当社の子会社であり類似した業態である三井物産フューチャーズエフエックスとの情報・意見交換、連携を通じて模索、検証致します。

(3)社内業務の効率化の推進、業態の変化に合わせた管理体制の構築

当社の営業部門の変化にあわせ、管理部門においても管理体制の改善が必要であると認識しています。特に対面営業部門がなくなったことによる各部署の業務負荷の変化により、各管理部門の業務内容を今一度よく精査し、必要に応じ組織や業務フローの変更を含めた大胆な改革を実施致します。また一部の業務の国際化を反映して、フレックスタイム制度等、新しい就業形態の導入が不可避となることも予想されるため、社内規程や就業規則の改訂も視野に入れた、業態の変化に合わせた管理体制の構築を実現致します。

(4)コンプライアンスの更なる徹底

当社では、コンプライアンスを最重要課題の一つと位置づけ、業務遂行上は勿論のこと、それ以外の社員の行動についても、常に法令、規則を遵守するよう指導しており、その成果は日に日に定着しております。今後、経営環境がどのような変化に直面しようとも、このコンプライアンス重視の体制は変えることなく堅持しなければならないことは自明であり、そのためにも引き続き以下の対応を徹底したいと考えます。

○コンプライアンス意識の育成：

期首に行われる社員の目標設定にあつては、経営方針であるコンプライアンスの徹底を再度意識付けするとともに、人事評価においても、業績評価のみならずその社員の行動特性がコンプライアンスを体現したものであるかをもチェックし、評価に反映させる体制をとっています。また「役職員行動規範」を作成。小冊子にして社員に配布し、コンプライアンス意識の定着をはかります。

○コンプライアンス維持の体制：

当社はコンプライアンス責任者の設置、社員の相談・報告ルートの確保、問題を起こした社員に対する処分を行う体制を引き続き運用すると同時に、社会情勢や社内の実情に合わせ、適宜変更を加える所存です。また昨今話題となる機会の多い個人情報保護については、新入社員はもとより、中途入社社員にあつても必ず個人情報保護の研修を実施する等、社員に情報保護の重要性を徹底させる対策を講じており、これを今後も継続する予定です。

5. 受託業務管理規則

----- 添付別紙の通り -----

※添付書類 「受託業務管理規則ならびに受託業務管理規則に係わる細則」

6. 外務員の登録状況

期首登録外務員	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
80人	1人	59人	22人

7. 委託者に関する事項

期首委託者数	新規委託者数	期末委託者数
2,063人	659人	2,051人

8. 苦情・紛議に関する事項

平成18年度中の受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	1	—	—	—	1
取引に係るもの	4	2	—	—	2
取引終了時にかかるもの	0	—	—	—	—
その他にかかるもの	0	—	—	—	—
合計	5	2	0	0	3

(注1) 「苦情」とは、受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。

(注2) 「申出事由」は、申出人の主張に従って分類したもの。

(注3) 「処理結果」の「解決」は、当事者間で自主解決したもの。「取下げ」は、申出人が誤解等を認めて取り下げたもの。「打切り」は、当事者間で自主解決が出来なかったもの。

紛争申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	不調	
勧誘時に係るもの	1	1	—	—	—
取引に係るもの	0	—	—	—	—
取引終了時にかかるもの	0	—	—	—	—
その他にかかるもの	0	—	—	—	—
合計	1	1	0	0	0

(注1) 「紛争」とは、受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所に紛争仲介の申出をし、又は日商協に斡旋若しくは調停の申出をしたもの。

(注2) 「申出事由」は、申出人の主張に従って分類したもの。

(注3) 「処理結果」の「解決」は、取引所又は日商協の仲介により解決したもの。「取下げ」は、当事者間の話し合いにより申出人が申出を取り下げたもの。「不調」は、仲介で解決出来なかったもの。

9. 訴訟に関する事項

(1) 平成 18 年度中の紛争

今年度中に発生したものはなく、前年度からのものです。委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により、当社に対して訴訟を提起したもの、現在係争中のものは 2 件。

訴訟件数	判決	和解	係争中
4 件	1 件	1 件	2 件

(2) 平成 18 年度中の判決及び和解

- ・ 委託者が、損害を被ったとして、当社に対する損害賠償請求訴訟について、平成 19 年 3 月 23 日、一審において当社が全面勝訴した。
- ・ 裁判所の和解勧告を受け入れ、1 件和解した。

Ⅲ. 経理の状況

1. 貸借対照表

貸借対照表

平成19年3月31日現在

三井物産フューチャーズ株式会社

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	(11,130,035,670)	I 流動負債	(9,124,070,074)
現金預金	1,416,201,063	委託者先物取引差金	220,030,500
委託者未収金	16,189,826	委託者未払金	696,280
前払費用	37,065,419	親会社短期借入有価証券	436,000,000
未収入金	495,313,920	賞与引当金	25,490,000
親会社未収入金	31,841,310	預り証拠金(現金)	7,369,515,079
子会社未収入金	6,921,844	預り証拠金(有価証券)	592,620,550
未収還付法人税等	41,540,700	未払金	466,690,933
未収還付事業税	5,153,900	その他の流動負債	13,026,732
未収還付消費税	27,254,100		
保管有価証券	1,028,620,550	II 固定負債	(85,355,517)
差入保証金	7,284,645,595	損害賠償引当金	35,500,000
繰延税金資産	116,801,277	退職給付引当金	47,163,850
その他の流動資産	624,280,266	役員退職慰労引当金	2,691,667
貸倒引当金	△ 1,794,100		
II 固定資産	(1,483,529,454)	III 引当金	(620,870,258)
1 有形固定資産	(5,496,573)	商品取引責任準備金	620,870,258
備品	5,496,573	(商品取引所法第221条)	
2 無形固定資産	(40,405,827)		
電話加入権	6,664,845	負債合計	9,830,295,849
補償基金協会特別負担金	33,720,000		
その他の無形固定資産	20,982	純資産の部	
3 投資その他の資産	(1,437,627,054)	I 株主資本	(2,783,269,275)
投資有価証券	12,500,000	資本金	2,000,000,000
子会社株式	490,000,000	利益剰余金	(783,269,275)
出資金	194,050,000	(1)利益準備金	35,100,000
長期未収債権	27,322,647	(2)その他利益剰余金	(748,169,275)
長期差入保証金	422,216,614	繰越利益剰余金	748,169,275
親会社長期差入保証金	16,425,000		
従業員長期貸付金	26,125,011	純資産合計	2,783,269,275
長期前払年金費用	87,763,796		
繰延税金資産	188,546,633	負債及び純資産合計	12,613,565,124
貸倒引当金	△ 27,322,647		
資産合計	12,613,565,124		

2.損益計算書

損益計算書

〔 自平成18年4月1日
至平成19年3月31日 〕

三井物産フューチャーズ株式会社

(単位:円)

科 目	金	額
I 売上高		
受取委託手数料	1,037,410,142	
商品ファンド販売手数料等	7,000,000	
外国通貨証拠金取引委託手数料	142,284,550	
売 買 損 益	1,228,876,104	
商 品 売 買 損 益	10,766,217	
その他の営業収益	3,813,083	2,430,150,096
売上総利益		2,430,150,096
II 販売費及び一般管理費	2,478,205,160	2,478,205,160
営業損失		48,055,064
III 営業外収益		
受 取 利 息	12,519,028	
受 取 配 当 金	7,500,000	
有 価 証 券 売 却 益 他	17,747,060	
そ の 他	45,197,701	82,963,789
IV 営業外費用		
支 払 利 息	10,374,817	
リ ー ス 解 約 損 失	47,455,258	
為 替 差 損 他	312,952	
そ の 他	19,661,006	77,804,033
経常損失		42,895,308
V 特別利益		
前 期 損 益 修 正 益	56,689,495	
貸 倒 引 当 金 戻 入	2,581,876	
商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	19,506,321	78,777,692
VI 特別損失		
特 別 退 職 金	177,891,444	177,891,444
税 引 前 当 期 純 損 失		142,009,060
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,242,800
法 人 税 等 調 整 額		214,681,765
計		217,924,565
当 期 純 損 失		359,933,625

3. 株主資本等変動計算書

〔 自 平成18年4月1日 〕
〔 至 平成19年3月31日 〕

(単位：円)

	株主資本							評価・換算 差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金
			利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
前期末残高	2,000,000,000	-	35,100,000	1,108,102,900	1,143,202,900	-	3,143,202,900	19,128,217
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当								
当期純損失				△ 359,933,625	△ 359,933,625		△ 359,933,625	
株主資本以外の 当期変動額								△ 19,128,217
当期変動額合計	-	-	-	△ 359,933,625	△ 359,933,625	-	△ 359,933,625	△ 19,128,217
当期末残高	2,000,000,000	-	35,100,000	748,169,275	783,269,275	-	2,783,269,275	-

4. 注記表

(1)重要な会計方針

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・移動平均法による原価法によっております。

その他投資有価証券・・・移動平均法による原価法によっております。

②商品先物取引売買損益の認識

取引決済時、期末時点においては時価により損益の認識をしております。

③受取委託手数料収益の発生の認識

商品先物取引及び外国通貨証拠金取引

買付け又は売付けの取引成立時、転売又は買戻し及び受渡しによる決済時にそれぞれ手数料収益の発生を認識しております。

④固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

法人税法の規定に基づく定率法により償却しております。

無形固定資産

主なものは補償基金協会への特別負担金であり、均等額償却しております。

⑤引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により計算した貸倒見積高を計上し、貸倒懸念債権等の特定債権については個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期に対応する見積額を計上しております。

損害賠償引当金

商品先物取引にかかる訴訟の支出に備えるため、支出見込額を計上しております。

退職給付引当金または長期前払年金費用

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準に基づく簡便法により、退職一時金については企業年金制度に移行した部分を含めた退職給付制度全体としての期末自己都合退職金要支給額を基に計算した額を退職給付引当金へ負債計上し、退職年金については退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき必要額を長期前払年金費用へ資産計上しております。

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

商品取引責任準備金

商品取引事故に備えるため、商品取引所法第 221 条に規定される額を計上しております。

⑥保管有価証券、借入有価証券及び預り有価証券の評価方法

商品取引所が指定した時価相当額により評価しております。

⑦消費税等の会計処理

税抜き方式により処理しております。

⑧会計方針の変更

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準第 5 号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成 17 年 12 月 9 日 企業会計基準適用指針第 8 号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、2,783,269,275 円であります。

(2)貸借対照表に関する注記

①有形固定資産の減価償却累計額	19,030,564 円
②預託資産	
現 金（日本商品清算機構へ預託）	7,284,645,595 円
現 金（日本商品委託者保護基金へ預託）	300,000,000 円
現 金（日本商品委託者保護基金へ基金代位弁済契約/担保金）	125,000,000 円
保管有価証券（日本商品清算機構へ預託）	1,028,620,550 円

3. 損益計算書に関する注記

(1)前期損益修正益の内訳

退職給付会計に係る年金資産評価額の訂正	55,164,495 円
特別退職金(前期分)の金額訂正	1,525,000 円

(2)関係会社との取引高

営業取引	
営業収益	97,456,867 円
営業費用	— 円
営業外取引	
営業外収益	49,238,694 円
営業外費用	8,570,349 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
普通株式	40,000株			40,000株	

税効果に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産：	
貸倒引当金損金算入限度超過額	26,492,866 円
賞与引当金損金算入限度超過額	75,924,456
賞与に係る未払社会保険料等	2,599,303
未払事業所税	359,570
未払事業税	2,927,564
大阪支店廃止費用引当	5,393,818
執行役員賞与引当	2,611,700
その他	492,000
商品取引責任準備金	254,556,805
退職給付費用繰入超過額	19,337,178
役員退職慰労金繰入超過額	1,103,583
税法上の繰越欠損金	<u>221,611,400</u>
繰延税金資産小計	613,410,243
評価性引当額	<u>△ 272,079,177</u>
繰延税金資産合計	341,331,066
繰延税金負債：	
前払年金費用	<u>△ 35,983,156</u>
繰延税金資産(負債)純額	<u><u>305,347,910 円</u></u>

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	116,801,277
固定資産－繰延税金資産	188,546,633
流動負債－繰延税金資産	-
固定負債－繰延税金資産	-

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	41.0 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△ 4.1
住民税均等割額	△ 2.6
修正申告による過年度納付	△ 0.3
評価性引当額の増加・減少額	△ 191.6
その他	4.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△ 153.5 %</u>

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器一式及び車輛をリース契約により使用しております。リース契約は所有権移転外ファイナンスリースによるもので、賃貸借処理しております。

=明細=

資産の種類	資産の内容	数量等の明細
事務機器	富士通 GrandPower 等	コンピュータ及び周辺機器
	事務用机等	約150
車輛	乗用車	2台

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注9)	科目	期末残高
親会社	三井物産株式会社	被所有 直接 100%	役員の兼任 従業員の出向	借入有価証券(注1)	—	親会社短期借入有価証券	436,000,000
				支払利息(注1)	5,155,032	—	—
				債務保証に係る支払保証料(注2)	524,109	—	—
				商品先物取引の受託手数料(注3)	42,928,200	—	—
				店頭商品先物取引の売買損益(注4)	47,513,450	親会社未収入金	27,338,550
				物品・サービスの購入(注5)	2,819,208	—	—
				業務受託料(注6)	20,988,899	親会社未収入金	347,306
				出向者給与の立替(注7)	—	親会社未収入金	4,155,454
				事務所等敷金(注8)	21,157,200	親会社長期差入保証金	16,425,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 借入金利については、協議の上で決定され、返済条件は期間1年、利息の支払いは半年毎としております。なお、担保を差し入れておりません。
- (注2) 取引金融機関からの借入に対する保証であり、保証料については、協議の上で決定され、支払いは半年毎としております。
- (注3) 取引条件及び取引条件の決定方法は、一般取引条件と同様であります。なお、受託手数料に係る預り証拠金の期末残高はございません。
- (注4) 取引条件については、協議の上で決定しております。
- (注5) 取引条件及び取引条件の決定方針は、一般取引条件と同様であります。
- (注6) 当社が受託する業務内容を勘案し、受託契約金額について協議の上で決定しております。
- (注7) 当社規程による給与等を出向先による負担としております。
- (注8) 事務所賃料及び駐車場料等については、別途、管理会社へ支払っております。
- (注9) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高
子会社	三井物産 フュー チャーズエ フェックス 株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任 従業員の出向	出資	90,000,000	子会社株式	90,000,000
				分割(吸収分割)(注1)	—	—	—
				被承継資産計	3,817,001,363	—	—
				被承継負債計	3,417,001,363	—	—
				増資引受(注1)	400,000,000	子会社株式	400,000,000
				資金貸付(注2)	352,000,000	—	—
				受取利息(注2)	9,471	—	—
業務受託料等(注3)	35,227,549	子会社未収入金	6,921,844				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 分割については、取引条件を協議の上で決定しております。なお、増資の引受については、三井物産フューチャーズエフェックス株式会社が発行した新株を1株につき5万円で引き受けたものであります。
- (注2) 金利については市場金利を勘案し、返済条件については個別に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注3) 出向者の人件費、業務受託料等が含まれております。価格その他の取引条件は、当社規程及び市場実勢を勘案し協議の上で決定しております。
- (注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(3) 兄弟会社等

(単位：円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高
親会社の 子会社	国際油化 株式会社	なし	なし	石油製品の売買に伴う収益(注1)	1,499,500	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引価格については、東京工業品取引所の価格を参考にしており、取引条件については、個別に協議の

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| (1)1株当たり純資産額 | 69,581円73銭 |
| (2)1株当たり当期純損失 | 8,998円34銭 |

8. その他の注記

(1)為替証拠金取引部門の別会社化

平成18年11月1日、当社の為替商品部が行っていた為替証拠金取引事業を、当社100%出資の子会社：三井物産フューチャーズエフエックス株式会社へ吸収分割を実施いたしました。

主な理由としましては、金融先物取引法の自己資本規制比率を安定的且つ余裕を以って充足し、また同比率維持の為にディーリング部等他の事業へ影響が及ぶことを排除するものです。

なお、この吸収分割による移転損益は認識しておりません。対価として子会社株式の発行を受けております。移転した事業に係る資産の適正な帳簿価額は3,817,001,363円であり、その主な内訳は信託分離されたお客様からお預かりした取引証拠金です。また移転した事業に係る負債の適正な帳簿価額は3,417,001,363円であり、その主な内容は預り証拠金です。なお、当期の損益計算書に計上されている分離した事業に係る売上高は、142,284,550円です。

(2)対面営業部門の明治物産株式会社への会社分割

平成19年3月24日、当社の対面営業部門を会社分割し、対面営業部門が担当していたお客様もあわせて明治物産株式会社へ分割いたしました。主な理由としましては、当社の親会社である三井物産株式会社とアストマックス株式会社における株式譲渡契約が、平成19年1月15日締結され、電子取引及び法人取引に限定した商品先物取引受託業務を行う事によるものです。

なお、この会社分割による移転損益・移転対価は認識しておりません。

移転した事業に係る資産の適正な帳簿価額は343,981,405円であり、その主な内容はクリアリングハウス（日本商品清算機構）へ預託された委託者証拠金です。また移転した事業に係る負債の適正な帳簿価額は343,981,405円であり、その主な内容は預り証拠金です。

なお、当期の損益計算書に計上されている分離した事業に係る売上高は、307,473,697円です。

(3)アストマックス株式会社への当社株式譲渡交渉の進展

当社においては、株式譲渡契約が三井物産株式会社とアストマックス株式会社との間で締結されておりますが、当該契約の株式譲渡時期につきまして平成19年6月29日までの期間のなるべく早い時期への延期が、平成19年3月27日に決定されております。

(4)計算書類の作成について

当事業年度より、会社法（平成17年7月26日 法律第86号）及び会計計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて作成しております。

受託業務管理規則

並びに

受託業務管理規則に係る細則

アストマックス・フューチャーズ株式会社

(旧社名：三井物産フューチャーズ株式会社)

受 託 業 務 管 理 規 則

— 目 次 —

第 1 条	目的
第 2 条	商品先物取引不適格者の参入防止
第 3 条	勧誘の告知・確認の義務
第 4 条	勧誘における禁止行為
第 5 条	勧誘の際の説明義務
第 6 条	見込客カード
第 7 条	口座設定申込書
第 8 条	適格性の審査
第 9 条	顧客カード
第 10 条	新規委託者の保護、育成
第 11 条	適正取引
第 12 条	自己責任の確認
第 13 条	不正資金の流入防止
第 14 条	自己取引部門と委託取引部門の区分
第 15 条	アンケート調査
第 16 条	広告・宣伝に係る管理措置
第 17 条	管理の責任者の選任
第 18 条	苦情・紛議等
第 19 条	受託業務における禁止行為
第 20 条	表彰及び懲罰
第 21 条	委託本証拠金の額等
第 22 条	変更若しくは更新
第 23 条	日本商品先物取引協会への届出

(付 則)

管理組織図

受 託 業 務 管 理 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、委託者に対する受託業務活動を的確に管理し、委託者の保護育成に努めるとともに、受託業務の適正な運用及び管理を行うことについて必要な事項を定める。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第2条 次の各号に該当する者又は勧誘過程において次の各号に該当することが判明した者に対しては商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害者の認められる者
 - (2) 生活保護法被適用者及び生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 破産者で復権を得ない者
 - (4) 商品先物取引をするために借り入れをする者
 - (5) 過去に商品取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱すと思料される者
2. 次の各号に該当する者に対して、商品先物取引の委託の勧誘及び受託は原則として行なわないこととする。但し、受託業務管理規則（以下、「本規則」と言う）に係わる細則に定める要件を満たす場合にあってはこの限りでない。
- (1) 恩給、年金、退職金、保険金等による収入が収入全体の過半を占めている者
 - (2) 長期療養者及びこれに準ずる者
 - (3) 一定の所得を有しない者(年収 500 万円未満)
 - (4) 一定の高齢者(75 歳以上)
 - (5) 公共団体等の公金出納取扱者、企業の財務ないし経理担当者
 - (6) 職業その他の事由により、本人の所在が一定せず、緊密な連絡が取り難い者
 - (7) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする者
3. 前項各号に該当しない者であっても、統括責任者が判断して商品先物取引に参入不適格と認定した者については、委託の勧誘及び受託の中止、継続中の取引の中止を求めることが出来る。
4. 75 歳未満の高齢者については、予期せぬ大きな損失を被ることにより、老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資する取引を勧誘することのないよう注意するものとする。
5. 取引期間中に委託者が死亡した場合又は第 1 項各号に該当することが判明した委託者

については、商品先物取引不適格者と認定し、取引の中止又は縮小を勧告する。

また、第 2 項各号に該当することが判明した委託者については、本規則に係わる細則に定める要件を満たす場合に限り取引の継続を認めることができる。

(勧誘の告知・確認の義務)

第3条 商品先物取引の委託の勧誘に先立って、委託の勧誘を受ける者に対し、勧誘を受ける意思の有無の確認のため、次に掲げる事項について告知及び確認を行うものとする。

- (1) 商号
- (2) 登録外務員の氏名及び所属店舗
- (3) 登録外務員証の提示
- (4) 商品先物取引の勧誘であること
- (5) 商品先物取引の勧誘を受ける意思の有無の確認

2. 前項の告知・確認を行なったことについて、第 6 条の見込客カードに記載し、その記録を保存するものとする。

(勧誘における禁止行為)

第4条 前条第 1 項第 5 号において、勧誘を受けることを希望しない意思表示又は委託を行わない旨の意思表示をした者については、その後、改めて勧誘（以下「再勧誘」という）してはならない。

また、勧誘を受けることを希望しない者を全社に告示し、再勧誘を行わないよう周知する。

2. 勧誘を行おうとする者に対し、以下に掲げる仕方での勧誘を行ってはならない。
但し、勧誘を受ける者から、事前の具体的な指示又は承諾があった場合はこの限りではない。

- (1) 迷惑な時間帯(午後 9 時～午前 8 時)に電話又は訪問による勧誘を行うこと
- (2) 勧誘を受ける者の意思に反して、長時間に亘る勧誘を行うこと
- (3) 威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘を行うこと
- (4) 勧誘を受ける者が迷惑であると表明した時間、場所、方法で勧誘を行うこと

(勧誘の際の説明義務)

第5条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては「商品先物取引－委託のガイドー」、「受託契約準則」、「取引本証拠金額一覧及び委託手数料一覧」等の関係書面を交付し、それらの記述や図面を示す等顧客が理解できるよう留意しつつ説明し、理解の確認を行うものとする。

2. 説明の履行に際しては、まず初めに以下の第1号及び第2号に定める事項を説明し、委託者の理解を書面により確認した後に、第3号ないし第6号に定める事項を説明し、同様に委託者の理解を書面により確認するものとする。

- (1) 商品先物取引は、その担保として預託する取引証拠金等の額に比べ10～30倍程度の取引を行うものでありハイリスク・ハイリターン取引であること
- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生するおそれがあること
- (3) 取引証拠金等の制度、種類及びその発生の仕組み等に関する事項
- (4) 委託手数料の額、委託手数料の制度及びその徴収の時期等に関する事項
- (5) 商品取引員の禁止事項に関する事項
- (6) その他「商品先物取引－委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項

(見込客カード)

第6条 登録外務員（以下「担当外務員」という）は、見込客について次に掲げる事項を知り得た範囲で記載した見込客カードを作成し、第17条の管理責任者に提出し、適格性の審査を受けるものとする。

- (1) 氏名、住所、連絡先及び勤務先
- (2) 性別、年齢、具体的な職業
- (3) 預託推定額
- (4) 商品先物取引及び株式取引等の経験の有無
- (5) 訪問動機

2. 前項に基づく適格性の許可を受けた後に勧誘を行った場合には、勧誘するその都度、以下に掲げる事項について見込み客カードに記載し、第17条の管理責任者に提出して適格性の審査を受けるものとする。

尚、勧誘過程で適格性がないことが判明した時には直ちに勧誘を中止するものとする。

- (1) 第3条に定める勧誘の告知・確認の義務を行なったことの日時、場所
- (2) 委託のガイド、準則等を交付、説明したこと及びその日時、場所
- (3) 相場状況の説明等委託者との面談又は電話等により勧誘を行なった場合にはその日時、場所、内容

(口座設定申込書)

第7条 担当外務員は、第5条の説明後、委託者より商品先物取引に参加する旨の申し出があった場合には、所定の口座設定申込書に下記の事項について委託者より直接記入を受け、第6条の見込客カードとともに管理責任者に提出し、審査を受けるものとする。

- (1) 氏名、性別、年齢、生年月日、家族構成、住所、連絡先
- (2) 職業、役職、勤務先名、勤務先住所
- (3) 年収、預貯金、不動産
- (4) 投資可能資金額
- (5) 商品先物取引経験の有無及びその程度
- (6) 株式等の経験の有無及びその程度
- (7) 投資可能資金額についての説明を受けたことの確認
- (8) 委託のガイド、受託契約準則等の説明を受けた日時及び場所、説明をした外務員の氏名

2. 前項第4号の投資可能資金額については、損失を被っても生活に支障のない範囲で差し入れ可能な金額であること及び取引によって損失等が発生した場合には、当初届け出た金額から控除したものが新たな投資可能資金額となる旨を説明し、これらの趣旨を委託者に十分理解させたうえで申告を受けるものとする。

(適格性の審査)

第8条 委託者の適格性の審査は、以下に定める手続きにより行うものとする。

- (1) 前条第1項の提出を受けた管理責任者は、その記載内容に基づき適格性の判断をし、受託契約締結の適否の審査をするものとする。
 - (2) 管理責任者は、前号の審査の結果、適の場合には、口座設定の承認願いに、前条に定める口座設定申込書及び第6条に定める見込み客カードを添えて第17条第1号に定める統括責任者に提出し、その審査を受けるものとする。
尚、否の場合には、委託者に通知するとともに原本を委託者に返還し、写しを管理部審査・管理室において保管するものとする。
 - (3) 前号の書類の提出を受けた統括責任者は、その記載内容に基づき適合性の判断をし、受託契約締結の適否を審査するものとする。
 - (4) 統括責任者は、口座設定の承認願いに、前号の適格性の審査における適否の判断理由及びその根拠等その他必要と認められる事項を記録し、これを保管するものとする。
2. 統括責任者が審査した見込み客カード及び口座設定申込書は、写しを委託者の担当部署において、原本を管理部審査・管理室において保管するものとする。
3. 第1項第3号に定める適格性の審査を受け、受託の適否が決定するまでは約諾書の徴収、取引証拠金等の預託及び取引の指示を受けないものとする。

(顧客カード)

第9条 担当外務員は、委託者について第7条各号に定めるほか、次に掲げる事項を記載した顧客カードを証拠金入証日に速やかに作成して、管理責任者に提出し、確認を受け、統括責任者の承認を受けるものとする。但し、第5号及び第6号については初回建玉時に記載するものとする。

- (1) 委託者のコード番号
 - (2) 交付書面の説明及び徴収書類等の受渡し日時及び場所
 - (3) 当初証拠金の預託額
 - (4) 本人確認の方法
 - (5) 初回建玉の銘柄及び数量
 - (6) 第10条第1項に定める取引習熟期間
2. 統括責任者が承認した顧客カードは、写しを委託者の担当部署において、原本を管理部審査・管理室においてそれぞれ保管、管理するものとする。
3. 担当外務員が顧客カードに記載した内容の追加又は変更が認められた場合には、速やかに管理責任者に報告し、管理部審査・管理室において保管、管理している顧客カードにも追加、又は訂正を加え、その写しを担当部署保管のものと差し替えるものとする。

(新規委託者の保護、育成)

第10条 新たに契約した委託者については、取引開始後3ヶ月間を取引習熟期間と定め、以下の管理措置を講ずる。但し、商品先物取引経験者で、その取引経験が直近の3年以内に延べ90日以上あることが証明される委託者については、この限りではない。

- (1) 取引習熟期間中の委託者からの取引量は、口座設定申込書の投資可能資金額の1/3の範囲内とする。但し、追証拠金等、他の取引証拠金が必要になった場合には、この限りではない。
 - (2) 前号の委託者から上記の限度を超える取引量の要請があった場合には、別に定める本規則に係わる細則に基づき取り扱うものとする。
2. 習熟期間中の委託者で、他社での商品先物取引経験が直近の3年以内に延べ90日以上あることが証明出来る書面の提示を受けたときは、管理責任者は、商品先物取引経験者として認定を求める旨を、統括責任者に申請するものとする。この場合において、統括責任者の認定を受けた委託者は、習熟期間を完了した者と見做す。

(適正取引)

第11条 委託者との取引に当たっては、担当外務員は、常に委託者の理解の程度、売買状況等を的確に把握し、委託者の要請に応じ助言及び情報の提供に努め、必要に応じて電話・面

談等により、委託者の意思を尊重し適正な取引を行うように努めるものとする。

尚、委託者の売買内容に異常な徴候が認められたとき、また、受託業務における禁止事項に抵触すると思われる徴候が見られたときは、遅滞なく統括責任者に報告し、適切な措置を講ずるものとする。

2. 担当外務員は、前項の内容及び委託者からの指示事項に関して、業務・管理日記にその内容を記載する。
3. 業務・管理日記は、管理部審査・管理室において保管するものとする。

(自己責任の確認)

第12条 委託者の入金・出金の差引累計額が一定基準額を超えることとなった場合には、以下に定めるところにより委託者と面談の上、自己の資金内の取引であること、自己責任の取引であることの確認をし、面談記録を作成して提出するものとする。

差引累計額	面談者（記録作成者）	面談記録提出先
1 千万円以上 2 千万円未満	担当者の上位者	管理責任者
2 千万円以上 5 千万円未満	管理責任者	総括責任者
5 千万円以上 3 千万円毎	総括責任者	統括責任者

2. 上記の面談内容やそれまでの取引状況その他により、問題が認められる追加資金の入金及び新規の注文については、各責任者が統括責任者に報告し、統括責任者が不相当と判断した場合にはこれを引き受けないものとし、必要に応じて既存の建玉を速やかに決済するよう、当該委託者に要請することがある。
3. 第1項各号の面談記録は、管理部審査・管理室において保管するものとする。

(不正資金の流入防止)

第13条 第2条第2項第5号に規定する者からの受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、次項以下の措置を講ずる。

2. 当該委託者からの入金・出金の差引累計額が、口座設定申込書に本人が記載した投資可能資金額、または年収相当額のいずれか少ない金額を超えたとき、当該委託者の資金・資産状況等について調査を行うものとする。
3. 調査業務を担う部門は管理部審査・管理室とし、前項の当該委託者の資金・資産状況等調査については第三者機関に依頼して行うものとする。但し、統括責任者が必要と判断したときには、管理部審査・管理室が当該委託者に直接面談し、資金について聴取するほか、必要に応じて資金の裏付けとなる証拠書類等の提出を求めるものとする。

4. 前項の調査に際して、営業部門は管理部門に協力しなければならない。
5. 3 項の調査の結果、当該委託者の自己資金であることが確認できない場合には、当該委託者に対し速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金及び新規注文は受けしないものとする。
6. 調査の結果に関しては、その記録を作成し、これを 10 年間保存するものとする。

(自己取引部門と委託取引部門の区分)

第14条 自己取引部門と委託の建玉を取り扱う部門を区分するものとする。また両部門にまたがる役職員の兼務は認めないものとする。

(アンケート調査)

第15条 習熟期間中の委託者の商品先物取引に関する基本的知識や理解度を判定するため、管理部審査・管理室は初回建玉後 1 週間以内及び初回建玉後 1 ヶ月以内の 2 回程度、次の各号の趣旨に従ってアンケート調査を行い、理解が充分でないと思われる委託者については適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 「商品先物取引委託のガイド」の内容についての理解
- (2) 商品先物取引の損益発生の仕組み及び損益計算方法の理解
- (3) 取引証拠金の性格及び取引追証拠金の計算方法の理解
- (4) 値幅制限についての理解
- (5) 投資可能資金額についての理解

(広告・宣伝に係る管理措置)

第16条 受託業務に係る広告・宣伝審査を行うため、管理部審査・管理室及びカスタマーサービス部広告室をその担当部署とし、管理部審査・管理室長を責任者とする。

2. 管理部審査・管理室長は、広告・宣伝に関する規則に基づいて広告等の審査を行い、管理部長に提出して、その承認を受けるものとする。

(管理の責任者の選任)

第17条 委託者の啓蒙、育成及び受託業務に係る責任の所在の明確化と、この規則の円滑な運営を図るため、本店及び支店に次の責任者を選任する。

- (1) 統括責任者
管理本部長がこれに当たる。必要に応じてその補佐役を置き、その業務を委任することが出来る。

(2) 総括責任者

第一営業本部は第一営業本部長、営業開発推進部並びに電子取引事業部は第二営業本部長がこれに当たる。必要に応じてその補佐役を置き、その業務を委任することが出来る。

(3) 管理責任者

部店長がこれに当たる。必要に応じてその補佐役を置き、その業務を委任することが出来る。

尚、統括責任者が、必要と認めるときは、この他に管理責任者を任命することが出来る。

但し、任命された者は、統括責任者の指示に従うものとする。

(苦情・紛議等)

第18条 委託者からの苦情、紛議の申し出を受けたとき、又はその趣旨の意向を察知したときは、直ちに上位者に報告するとともに、必要に応じて経過報告書、顛末書を作成し、その指示を受けるものとする。

2. 前項の報告を受けた上位者は事情を聞き取り、対応を協議し、必要に応じて委託者と面談し、その真意を確認するとともに、速やかに解決するよう努力しなければならない。

(受託業務における禁止行為)

第19条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行うに当たっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

(表彰及び懲罰)

第20条 社員の表彰及び前条に掲げる受託業務における違反、禁止行為を犯した者に対する懲罰は、就業規則、その他社内規程の定めによるものとする。

(取引本証拠金の額等)

第21条 取引本証拠金の額等は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。但し、統括責任者が必要と判断した場合には、取引本証拠金の額を一定額増額することが出来る。

- (1) 取引本証拠金の額等に係わる責任者を統括責任者と定め、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存するものとする。

(変更若しくは更新)

第22条 この規則の変更若しくは更新の場合には、統括責任者が発議し、稟議決裁(社長決裁)により、これを決定するものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第23条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

付 則

1. 本規則は、平成 3 年 10 月 28 日より実施する。
2. 本規則は、平成 10 年 9 月 1 日より実施する。
3. 本規則は、平成 13 年 9 月 1 日より実施する。
4. 本規則は、平成 14 年 4 月 1 日より実施する。
5. 本規則は、平成 15 年 4 月 1 日より実施する。
6. 本規則は、平成 15 年 6 月 6 日より実施する。
7. 本規則は、平成 15 年 11 月 1 日より実施する。
8. 本規則は、平成 16 年 2 月 1 日より実施する。
9. 本規則は、平成 17 年 5 月 1 日より実施する。
10. 本規則は、平成 17 年 10 月 11 日より実施する。

受託業務管理規則に係わる細則

目 次

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 年金等の収入が過半を占める者及び一定の所得を有しない者の
取り扱いについて
- 第 3 条 高齢者の取り扱いについて
- 第 4 条 投資可能資金額を超える取引を希望した委託者
- 第 5 条 長期療養者、公金出納取扱者等の取り扱いについて
- 第 6 条 取引習熟期間中の委託者が制限を超える取引を希望した場合
- 第 7 条 変更若しくは更新

(付 則)

受託業務管理規則に係わる細則

(目的)

第1条 この細則は、受託業務管理規則(以下「本規則」と言う)の定めるところにより、委託者に対する受託業務の適正な運用を図るために必要な基準を定めるものとする。

(年金等の収入が過半を占める者及び一定の所得を有しない者の取り扱いについて)

第2条 本規則第2条2項1号及び3号に該当する委託者から、口座開設の申請を受けた場合については、管理責任者は以下の書面を添付し、統括責任者に提出して第8条の適格性の審査を受けるものとする。

- (1) 委託者が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していることを証明できるもの
- (2) 委託者の自書による以下の内容の「申出書」の差し入れを受けるものとする
 - ① 委託者自らが適合性の原則に照らして原則として不相当と認められる対象者であることを理解していること
 - ② 上記の例外の要件を委託者自らが満たすことについて確認していること

(高齢者の取り扱いについて)

第3条 本規則第2条2項第4号に該当する委託者から、口座開設の申請を受けた場合については、以下の条件を満たしている場合であって、管理責任者は以下の条件を満たしていることを確認している旨の委託者の自筆による確認書及び本規則第6条の見込客カード、第7条の口座設定申込書を添付し、統括責任者に提出して第8条の適格性の審査を受けるものとする。

- (1) 直近の3年以内に延べ90日以上の商品先物取引を行うにふさわしい十分な投資経験を有し、それを証明できる書面を徴収していること。
- (2) 商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること。
- (3) 顧客本人の自書により、自らが適合性原則に照らして原則として不相当と認められる対象者であることを理解しているとともに、上記の例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告があること。

(投資可能資金額を超える取引を希望した委託者)

第4条 本規則第2条2項第7号の委託者が投資可能資金額を超える取引を希望した場合については、管理責任者は以下の書面を添付し、統括責任者に提出して投資可能資金額の変更の審査を受けるものとする。

- (1) 新たに設定した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていること。
- (2) 新たな投資可能資金額の裏づけとなる資産を有しており、それを証するものとして次の各号の何れかの差し入れを受けること。
 - ① 預金通帳の写し
 - ② 銀行発行の残高証明書
 - ③ 有価証券の預り証
 - ④ 本人しか知り得ない預貯金等金融資産の内容を記した自書による申告書
- (3) 委託者の自書による以下の内容の「申出書」の差し入れを受けるものとする。
 - ① 委託者自らが適合性の原則に照らして原則として不相当と認められる対象者であることを理解していること
 - ② 上記の例外の要件を委託者自らが満たすことについて確認していること

(長期療養者、公金出納取扱者等の取り扱いについて)

第5条 本規則第2条第1項第2号及び第5号、第6号に該当する委託者から、口座開設の申請を受けた場合については、別途定めるものとする。

(取引習熟期間中の委託者が制限を越える取引を希望した場合)

第6条 本規則第10条第1項に該当する委託者から、制限を超える取引を希望する要請があった場合には、商品先物取引に習熟していることが客観的に確認できる場合であって、以下の内容が記載された委託者自筆の「申出書」の差し入れを受け、統括責任者に提出して審査を受けるものとする。

- (1) 商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていることを理解していること
- (2) 上記の例外を満たすための要件を理解していること
- (3) 当該要件を自らが満たすことについて確認していること

(変更若しくは更新)

第7条 この細則の変更若しくは更新の場合には、統括責任者が発議し、稟議決裁(社長決裁)によりこれを決定するものとする。

付則

1. 本細則は、平成17年10月11日より実施する

平成 19 年 8 月 8 日

アストマックス・フューチャーズ株式会社

(旧社名 三井物産フューチャーズ株式会社)

先日公開した内容に一部欠落がありましたので、改めて追加いたします。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額 / リスク金額 × 100]	894%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額 / リスク金額 × 100]	170%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金 × 100]	139%
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]	22%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額 × 100]※1	64%
(f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額 × 100]	3.2 倍
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	122%